

いわゆる遡及保険に関する規律

保険契約成立時に客観的には保険事故が発生していた場合

本文の規律		保険者(承諾者)	
		善意	悪意
保険 契約者 (申込者)	善意	有効	有効
	悪意	無効	無効

保険契約者 (= 被保険者) が申込者となるケースを想定している。

(問題点) の規律
 申込み発信後契約成立までの間に発生した保険事故について保険者が責任を負う旨の定め
 申込み発信時には保険契約者の善意・悪意はおよそ問題とはならない
 (その後の保険者・保険契約者の善意・悪意を問わず) 一律にその定めを有効とする

(問題点) の規律
 申込み発信以前に発生した保険事故について保険者が責任を負う旨の定め
申込み発信時に、保険契約者が保険事故の発生について善意、保険者が保険事故の未発生について善意であれば(その後の他方の者の善意・悪意を問わず)その定めを有効とする

保険契約成立時に客観的には保険事故が発生していなかった場合

本文の規律		保険者(承諾者)	
		善意	悪意
保険 契約者 (申込者)	善意	有効	無効
	悪意	有効	無効

保険者の主観については申込み発信時を基準にすることでよいのか?